

# 住民票上の住所 の記載が必要です

令和5年12月から省令改正および事務連絡

12月以降、省令改正により健保組合では住所の管理が必要になりました。そのため、新規取得者の「資格取得届」「被扶養者異動届」には『住民票上の住所』をご記載ください

- ☑ 『住民票上の住所』は、オンライン資格確認等システムに誤りのないデータ登録をするために必要です
- ☑ 「居所住所」は、健康診断のご案内など健保組合から加入者へ郵送物を送付する場合に必要です

12月以降、加入者の住所（住民票上の住所・居所）について変更があった際は、「住所変更届」で届け出てください。



## 各種届書の様式変更により記載方法が変わります

### 例 資格取得届

紙媒体	
被保険区分	1. 健保・産前 2. 共済出向 3. 船保任職
被保険者番号	4. 個人番号
取得年月日	5. 取得(発給)年月日
住所	6. 住所

住所欄には、住民票に記載された住所をご記載ください。なお、現在居住している住所が住民票に記載されている住所と異なる場合は、住所変更届にて住民票住所以外の居所にチェックのうえ、取得届とあわせて住民票以外の居所を届出ください。

### 電子媒体

住民票住所と住民票以外の居所で届出が可能な場合は、それぞれに該当する住所を入力の上申請してください。お使いのシステムが未対応の場合は住民票の住所で申請いただき、住民票以外の居所を紙媒体でご提出ください。

！ 「被扶養者異動届」も同様の取扱いとなります。

『住民票上の住所』が変更となった際は、被保険者または被扶養者における住所の変更を届け出てください。

「資格取得届」「被扶養者異動届」は『マイナンバーほか必要な事項』または、『住民票に記載されている5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）』のいずれかが記載されている場合に、受付をさせていただきます（記入漏れがあった場合には返戻させていただく場合があります）。

## 住民票上の住所はココを確認を！

マイナンバーカードや住民票で確認が可能です。届出には必ず赤枠の住民票上の住所の記載をお願いします。



住民票 (例)	
氏名	甲野 義太郎
住所	兵庫県神戸市東灘区住吉1-1-1

なお、マイナンバーの提出が遅延している場合には、健保組合によるオンライン資格確認等システムへのデータの登録のため、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）照会によりマイナンバーを取得し、登録させていただく場合もあります。健保組合のオンライン資格システムへの迅速かつ正確なデータ登録により、加入者がより良い医療を受けられます。加入者のマイナンバーの早期届出について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。